

令和4年9月 日



大田区議会議長

鈴木隆之様

議会運営委員長

長野元祐

新個人情報保護法施行に伴う大田区議会における
個人情報保護の対応について（答申）

「デジタル社会形成整備法」第50条及び第51条による個人情報保護法改正により、新個人情報保護法施行に伴う大田区議会における個人情報保護の対応について（令和4年8月16日付け4大議発第10433号）貴職から諮問された事項については、各会派の意見を踏まえ、当委員会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

1 答申事項

個人情報保護法改正により、地方公共団体の議会が法の適用除外となったため、議会において条例により自律的な措置を講じる必要があることから、議会における個人情報保護条例について、別紙「大田区議会個人情報保護条例（案）」のとおり策定する。なお、一部文言について、別紙「変更対照表」のとおり改める。